

## 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年4月24日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

### 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：30 国名：全世界 担当：経済基盤開発部  
案件名：平成25年度航空・空港分野技術協力プロジェクト詳細計画策定調査・終了時評価調査（評価分析）

1 今回契約予定のコンサルタント  
評価分析 3号～4号

2 契約予定期間：全体 2013年7月上旬から2013年12月上旬まで  
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M  
評価分析<ミャンマー国> 5 14 5 0.97（現地 0.47MM 国内 0.50MM）  
<フィリピン国> 5 14 7 1.07（現地 0.47MM 国内 0.60MM）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所  
簡易プロポーザル：正1部写4部  
見積書：正1部写1部  
提出期限：5月15日(12時まで)  
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- ア 業務方針の的確性 3
  - イ 業務方法の整合性、現実性等 6
  - ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 1
- (2) 業務従事者の経験能力等
- ア 担当事項：評価分析
    - (ア) 類似業務の経験 45
    - (イ) 対象国又は同隣地域若しくは同類似地域での業務経験 9
    - (ウ) 語学力 18
    - (エ) その他 学位、資格等 18
- （計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）  
対象国/地域：ミャンマー、フィリピン/全途上国  
類似業務：各種評価調査及びプロジェクト計画策定に係る各種調査

6 条件

補強認めない。

参加資格のない社等：本業務の対象であるフィリピン国のプロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人

7 業務の背景と目的

JICAは技術協力プロジェクトの計画策定や事前評価を目的として詳細計画策定調査を、プロジェクト目標の達成状況の確認及びフォローアップの必要性の判断を目的として終了時評価調査を実施している。詳細計画策定調査では、要請内容を踏まえつつ、相手国側関係機関との協議を経て、プロジェクトのPDM、POを含む詳細計画を策定し基本合意を得るとともに、事前評価を実施することを目的とする。また終了時評価調査では、プロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を相手国側関係機関と合同で評価・確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導き出すことを目的とする。

各案件の業務の背景は以下のとおり。

(1) ミャンマー国「次世代航空保安システムに係る能力開発プロジェクト」詳細計画策定調査（現地調査予定時期：2013年7-8月）

次世代航空保安システム（Communications, Navigation, Surveillance and Air Traffic Management Systems: CNS/ATM Systems）は、人工衛星技術を活用した航空機の運航および航空管制に係る新技術である。その導入は国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization: ICAO）が全世界的に推進している。本システムの導入により航空輸送の安全性が向上する他、航空機は出発地から到着地まで最短距離で飛行する効率的な運航が可能となり、航空機間隔の短縮により航空路の容量が拡大することにより、増大する需要に対する適切な対応が可能となることが期待されている。

ミャンマー国（以下、「ミ」国）においても、ICAO加盟国として次世代航空保安システムの導入は航空政策の重要な課題となっている。新システムへの移行は、アジア地域においては日本、中国、韓国、タイ、シンガポ

ル等が先行しているが、国境を越えて飛行する航空機にはシームレスなサービスが重要であるとの観点から、我が国はフィリピン（以下、「フィ」国）、インドネシア及び東メコン地域（ベトナム、ラオス、カンボジア）に対する技術協力を実施し、新システムへの移行を促進してきた。これらの国々に「ミ」国が加わることで、東南アジア全域で新システムによる航空機の飛行が可能となる。

「ミ」国には、現在69の民間航空用の空港があり、うち32空港が運用されているが、航空機の安全運航に必要な航空保安施設やテロ等を防ぐための空港セキュリティ機材の整備は大きく遅れている。我が国は、無償資金協力「全国航空保安設備整備計画」を実施し、これら問題の解決に貢献しているが、「ミ」国経済の自由化に伴って航空需要は急激に増加しており、航空輸送の安全性の更なる向上および輸送能力向上への対応は、喫緊の課題となっている。

このような状況を受けて、「ミ」国政府は次世代航空保安システムの導入に係る能力開発の重要性を認識し、同国の民間航空局（DCA）が実施する次世代航空保安システム整備に係るマスタープランの策定、次世代航法導入のための飛行方式の設定、及び民間航空大学校の訓練向上に関する技術協力を我が国に要請した。これを受けてJICAは、次世代航空保安システムに係る能力開発を目的として、航空輸送の安全性及び効率性、ひいては「ミ」国の経済発展に貢献することを目指し、技術協力プロジェクト「次世代航空保安システムに係る能力開発プロジェクト」を実施することを決定した。それにあたり、プロジェクトの協力計画の策定、及び事前評価を目的として詳細計画策定調査を実施するものである。

## (2) フィリピン国「航空航法システム安全性・効率性向上プロジェクト」終了時評価調査（現地調査予定時期：2013年10-11月）

ICA0加盟国であり、日本の空域と隣接し、東南アジア路線や太平洋路線などの重要な路線が通過する空域を管轄している「フィ」国では、我が国の円借款事業により次世代航空保安システムの整備を進めている。同事業と並行して、次世代航空保安システムに関する職員の知識と運用能力の向上が必要であることから、「フィ」国政府は、人材育成を目的とした技術協力を日本政府に要請した。これを受け、JICAは技術協力プロジェクト「航空航法システム安全性・効率性向上プロジェクト」を実施している。

本プロジェクトは、「フィ」国民間航空庁（CAAP）をカウンターパート（C/P）機関として、2009年3月から2014年2月まで5年間の予定で実施されており、現在、2名の長期専門家（チーフアドバイザー、業務調整）を派遣中である。

これまでに広域航法（RNAV）やADS/CPDLC（自動従属監視/操縦席-管制間デジタル衛星通信）の導入、WGS-84（世界測地系測量基準）による測量などに関する技術移転を進めている。また航空交通流管理（ATFM）については、シミュレータを供与し、トライアル運用を開始・継続している。

2014年2月のプロジェクト終了を控え、活動の実績・成果を確認し、提言・教訓を導き出すことを目的として終了時評価調査を実施するものである。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタント団員は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、「新 JICA事業評価ガイドライン 第1版」に沿って以下の調査を行う。また、総括及びその他分野の団員（必要に応じて参団）による取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[ 詳細計画策定調査（「ミ」国）（評価分析） ]

### (1) 国内準備期間（2013年7月中旬）

- ア 要請の背景・内容を把握する（関連資料・情報の収集・分析）。
- イ 担当分野に関する調査計画・方針案を検討する。
- ウ 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- エ PDM(案)（和文・英文）、PO(案)（和文・英文）及び事業事前評価表(案)（和文・英文）の担当分野関連部分を作成する。
- オ 「ミ」国関係機関（C/P機関等）、他ドナー等に対する質問票(案)（英文）、協議説明資料(案)（英文）の担当分野関連部分を作成する。
- カ 他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- キ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地派遣期間（2013年7月下旬～2013年8月上旬）

- ア JICAミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- イ 「ミ」国関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ウ 担当分野に関する以下の情報・資料の収集、現状の把握を行う。
  - (ア) 「ミ」国の航空・空港分野の上位計画におけるプロジェクトの位置づけ
  - (イ) 「ミ」国の航空・空港分野における開発動向
  - (ウ) 「ミ」国側の実施体制（各機関における組織・人員体制、役割分担、予算・財政状況、技術力等）
  - (エ) 他ドナー・機関の援助動向
  - (オ) 我が国の航空・空港分野における協力の効果発現状況
- エ PDM(案)（和文・英文）、PO(案)（和文・英文）の作成に協力する。
- オ 「ミ」国関係者との協議で合意された内容につき、R/D(案)（英文）及びM/M(案)（英文）の取りまとめに協力する。
- カ 評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)（和文・英文）の作成に協力する。
- キ 担当分野に関する現地調査結果をJICAミャンマー事務所等に報告する。

- (3) 帰国後整理期間（2013年8月中旬）
- ア 事業事前評価表(案)（和文・英文）の作成に協力する。
  - イ 帰国報告会等に出席し、担当分野に関する調査結果を報告する。
  - ウ 担当分野に関する詳細計画策定調査報告書(案)（和文）を作成する。

[ 終了時評価調査（「フィ」国）（評価分析） ]

- (1) 国内準備期間（2013年10月下旬）
- ア 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、成果、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
  - イ 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し評価グリッド(案)（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
  - ウ 上記の評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他「フィ」国関係機関、他ドナー等）に対する質問票(案)（英文）を作成する。
  - エ 調査団内の検討のため、本案件に関する上記の評価グリッド(案)を用いて評価デザイン(案)を検討する。
  - オ 対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間（2013年10月下旬～11月上旬）
- ア JICAフィリピン事務所等との打合せに参加する。
  - イ プロジェクト関係者との協議に参加する。
  - ウ プロジェクト関係者に対して、「新 JICA事業評価ガイドライン 第1版」に基づいた評価手法について説明を行う。
  - エ 上記(1)イで作成した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング、現場視察等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、成果、プロジェクト目標達成度等）、活動プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
  - オ 上記(2)エで収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因の抽出に協力する。
  - カ 国内準備及び上記(2)エで得られた結果をもとに、他団員及び「フィ」国関係機関とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)（英文）の取りまとめに協力する。
  - キ 担当分野に関する評価報告書(案)（英文）を作成する。
  - ク 評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
  - ケ 「フィ」国関係者との協議で合意された内容につき、M/M(案)（英文）の取りまとめに協力する。
  - コ 担当分野に関する現地調査結果をJICAフィリピン事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2013年11月中旬）
- ア 評価調査結果要約表(案)（和文・英文）の作成に協力する。
  - イ 帰国報告会に出席し、担当分野に関する調査結果を報告する。
  - ウ 担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書(案)（和文）を作成する。

## 9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(2)及び(3)の調査報告書（担当部分）とする。また、(1)は案件ごとに作成する。

- (1) 業務計画書  
和文1部（JICA経済基盤開発部）
- (2) 詳細計画策定調査報告書(案)（担当分野）（ミャンマー国）  
和文1部（JICA経済基盤開発部）
- (3) 終了時評価調査報告書(案)（担当分野）（フィリピン国）  
和文1部（JICA経済基盤開発部）
- なお、成果品等の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

## 10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点  
航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目についてはプロポーザルの提出（見積書）（以下にリンクを掲載）を参照のこと。  
[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)  
航空便経路（ミャンマー）：直行便  
成田空港又は羽田空港 バンコク又はハノイ ヤンゴン  
航空便経路（フィリピン）：直行便
- (2) プロポーザル提案事項  
業務の実施方針、工程、方法をプロポーザルにて提案すること。
- (3) 参考資料  
本件に係る資料は、JICA経済基盤開発部運輸交通・情報通信第三課（03-5226-8157）にて閲覧できます。
- (4) 必要予防接種 無
- (5) その他

ア 調査団構成

本調査における団員構成（予定）は以下のとおり。

- (ア) 総括（JICA）
- (イ) 協力企画（JICA）
- (ウ) 評価分析（コンサルタント）

なお、ミャンマー国案件については国土交通省からの団員3名（担当分野：航空保安システム計画、管制技術訓練、航空管制訓練）、フィリピン国案件については同2名（担当分野：管制技術、航空管制）が参団する予定。

イ 現地派遣期間

現地派遣期間は以下のとおり予定している。

- (ア) ミャンマー：2013年7月22日～8月4日
- (イ) フィリピン：2013年10月27日～11月9日

なお、本コンサルタントは、他団員に先行して現地入りする可能性もある。